

各 自 治 会 長 様

令和 4 年 4 月 1 4 日

小清水町長 久 保 弘 志

令和 4 年度 高齢者に対する肺炎球菌ワクチン予防接種費助成事業の実施について

日頃より、本町保健行政の円滑な推進にご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。さて、本年度も高齢者の方の肺炎球菌に起因する肺炎等の発症及びその重症化を予防するため、肺炎球菌ワクチンの予防接種を受ける方に対し、その費用の一部を助成する「肺炎球菌ワクチン予防接種費助成事業」を下記のとおり実施いたしますので、貴自治会内に周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 実施期間 令和 4 年 4 月 ～ 令和 5 年 3 月
2. 実施場所 小清水赤十字病院
3. 対象者 本町の住民で、下記のいずれかに該当される方

《対象者①》

65歳（昭和32年 4月 2日～昭和33年 4月 1日生まれ）
 70歳（昭和27年 4月 2日～昭和28年 4月 1日生まれ）
 75歳（昭和22年 4月 2日～昭和23年 4月 1日生まれ）
 80歳（昭和17年 4月 2日～昭和18年 4月 1日生まれ）
 85歳（昭和12年 4月 2日～昭和13年 4月 1日生まれ）
 90歳（昭和 7年 4月 2日～昭和 8年 4月 1日生まれ）
 95歳（昭和 2年 4月 2日～昭和 3年 4月 1日生まれ）
 100歳以上（大正12年 4月 1日以前に生まれた方）

《対象者②》

接種日において、60歳から65歳未満の方で、心臓、腎臓、呼吸器の機能に自己の身の日常生活活動が極度に制限される程度の障害やヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいがある方（身体障害者手帳1級と同等）

※過去に一度も接種したことのない方のみ対象となります。

4. 個人負担金 2,000円（病院へお支払いいただく金額）
 ※ただし、生活保護法による被保護世帯の方は無料です。
 （申請時に申し出願います。）
5. 申込方法等 接種を希望される方は、事前に申請手続き・予約が必要となります。
 ①役場へ申請（印鑑が必要です。）
 ※《対象者②》の方は身体障害者手帳も持参ください。
 ②肺炎球菌ワクチン接種確認証の受領
 ③小清水赤十字病院へ直接予約。希望日の1週間前までに
 (☎62-2121)
 ④接種 祝日を除く毎週火・水曜日
 13:10～13:25受付。
 ※内科診察予約のある方は、上記以外でも内科受診時に接種可能。

【お問い合わせ先】小清水町役場 保健福祉課 健康推進係 ☎62-4480（係直通）

（※裏面もご覧ください）→

●肺炎球菌ワクチン予防接種を受ける際にご理解いただきたいこと

【一般的注意】

肺炎球菌ワクチンの予防接種について、この内容をよく理解しましょう。

気にかかることやわからないことがあれば、接種前に担当の医師や看護師、役場保健福祉課健康推進係にお問い合わせください。

この予防接種は、接種を受ける義務はなく、ご本人が接種を希望する場合のみ予防接種を行いますので、十分に納得してから、接種を受けてください。

【高齢者の肺炎球菌感染症について】

肺炎球菌感染症とは、肺炎球菌という細菌によって引き起こされる病気です。この菌は、主に気道の分泌物に含まれ、唾液などを通じて飛沫感染します。日本人の約3～5%の高齢者では、鼻やのどの奥に菌が常在しているとされています。これらの菌が何らかのきっかけで進展することで、気管支炎、肺炎、敗血症などの重い合併症をおこすことがあります。

肺炎は、日本人の死亡原因の第3位で、肺炎による死亡の約95%が65歳以上の方となっています。肺炎になる細菌には様々な種類がありますが、高齢者の肺炎の原因で最も多く、重症化しやすいものが肺炎球菌です。

【ワクチンの効果について】

肺炎球菌には90種類以上の血清型があります。定期接種で使用される「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」は、そのうち23種類の血清型に効果があります。また、この23種類の血清型は、成人の重症の肺炎球菌感染症の原因の約7割を占めるとい研究結果があります。

健康な人では、少なくとも5年間はワクチンの効果が持続するとされていますが、免疫力は時間の経過とともに低下し、高齢者や呼吸器・循環器に基礎疾患を有する人では特に低下しやすいといわれています。しかし、5年以内に再接種をすると副反応が強く発現することがあり、十分な間隔をあけて接種することが必要です。

【副反応について】

副反応として、局所の疼痛、熱感、腫脹、発赤が5%以上認められます。また、筋肉痛、倦怠感、違和感、悪感、頭痛、発熱がみられることがあります。いずれも2～3日で消失します。

きわめてまれですが、アナフィラキシー様反応、ギラン・バレー症候群、蜂巣炎様反応などの重い副反応がおこることがあります。

【健康被害救済制度】

予防接種法に基づく予防接種を受けたことで、治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害が残った場合などの健康被害があったときは、法律に定められた救済制度である「予防接種健康被害救済制度」を利用できます。（※役場への申請と国による認定が必要です。）

【予防接種（定期）を受けることができない方】

- ①接種日に明らかに発熱（37.5度以上）のある方
- ②重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな方
- ③予防接種の接種液の成分によって過敏症を起こしたことがある方
- ④これまでに「ニューモバックスNP（23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチン）」を接種したことがある方
※接種後5年以上経過している場合は、任意接種は可能です。
- ⑤その他、医師が不適当な状態と診断した方

【予防接種を受ける際に、医師とよく相談しなくてはならない方】

- ①心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患を有する方
- ②予防接種を受けて2日以内に発熱がみられたり、全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈したことがある方
- ③過去にけいれんを起こしたことがある方
- ④過去に免疫不全の診断がされている方および近親者に先天性免疫不全症の方がいる方
- ⑤接種しようとする接種液の成分に対してアレルギーを呈するおそれがある方